

農業委員

	様式第 1 号(推薦届 個人用)
	様式第 2 号(推薦届 団体用)
	様式第 3 号(応募届)

農地利用最適化推進委員

	様式第 1 号(推薦届 個人用)
	様式第 2 号(推薦届 団体用)
	様式第 3 号(応募届)

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

◆◆◆ 募集案内 ◆◆◆



高岡市・高岡市農業委員会事務局

〒933-8601 高岡市広小路 7 番 50 号

TEL 0766-20-1473 FAX 0766-20-1476

E-mail nojim@city.takaoka.lg.jp (1=L エルの小文字)

高岡市ホームページ <https://www.city.takaoka.toyama.jp>



■ 共通事項

区 分	内 容
募集期間	令和 8 年 11 月 2 日(月)～令和 8 年 11 月 30 日(月)
募集方法	農業者、農業団体その他関係団体による推薦又は応募
申込方法	推薦届、応募届は、高岡市農業委員会事務局(市役所 4 階)窓口に備えるほか、市ホームページからダウンロードできます。 募集期間中に高岡市農業委員会事務局へ持参、又は郵送してください。 持参される場合は、市役所開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出してください。郵送の場合は 11 月 30 日(月) 必着です。 ※申込状況等によって、募集期間は延長する場合があります。 この場合、市ホームページ等により公表します。
問合せ・提出先等	高岡市農業委員会事務局(市役所 4 階) 〒933-8601 高岡市広小路 7 番 50 号 TEL 0766-20-1473 FAX 0766-20-1476 E-mail nojim@city.takaoka.lg.jp 市ホームページ https://www.city.takaoka.toyama.jp
そ の 他	・ 農業委員と推進委員の両方に推薦、応募できますが、兼務することはありません。 ・ 農業委員、推進委員それぞれの候補者としての届出は、推薦届又は応募届のいずれか一方でしかできません。 ・ 届出書類に記載された個人情報 は適正に管理し、農業委員と推進委員の任命・委嘱の 手続に係る事務にのみ使用します。 ・ 提出された書類は返却しません。 ・ 募集期間中と募集期間終了後の 2 回、届出書の内容について、次の事項を市ホームページに公開します。 ①推薦をする者(個人) 「氏名」、「職業」、「年齢」、「性別」 ②推薦をする者(団体) 「名称」、「目的」、「代表者又は管理人の氏名」、「構成員の数」、「構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項」 ③推薦を受ける者又は応募する者 「氏名」、「職業」、「年齢」、「性別」、「経歴」、「農業経営の状況」 ④推薦又は応募の理由 ⑤その他市長又は農業委員会が必要と認める事項

■高岡市農業委員会の委員（農業委員）

区 分	内 容
推薦・応募資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者 ※農業委員会等に関する法律第8条
業務内容	①農地の権利移動や転用等に係る調査及び許認可審議 (毎月1回程度の総会) ②農地等の利用の最適化(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等)に係る現地調査及び指導業務 ③農地パトロール(農地利用状況調査) ④その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加 など
募集人数	19人(うち、中立委員1人程度) ※選考に当たっては、次の条件があります。 ・認定農業者等(法人役員を含む。)が委員の過半数を占めること。 ・農業経営等に利害関係を有しない者が1人以上含まれること。 (中立委員) ・性別や年齢に偏りが生じないように配慮すること。
任 期	令和9年5月1日～令和12年4月30日
報 酬	月額22,000円(会長、会長職務代理者は、別に定める額) ※実績等に応じて、報酬が加算される場合があります。
選出方法	候補者評価委員会で選考し、議会の同意を得て、市長が任命します。
届出様式	様式第1号(推薦届 個人用) 様式第2号(推薦届 団体用) 様式第3号(応募届)
そ の 他	次のいずれかに該当する方は、農業委員になることはできません。 ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ③法令により兼職が禁止されている者その他公務遂行上適当と認められない者

■高岡市農業委員会の農地利用最適化推進委員（推進委員）

区 分	内 容
推薦・応募資格	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者 ※農業委員会等に関する法律第 17 条
業務内容	①担当区域内の農地等の利用の最適化(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等)に係る現地調査及び利用関係者との調整と推進業務 ②農地パトロール(農地利用状況調査) ③農業者の農地利用意向確認などの調査活動 ④その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加 など
募集人数	30 人 ※農業委員会が定めたそれぞれの区域（5・6 ページ）ごとに 1 人
任 期	農業委員会から委嘱された日～令和 12 年 4 月 30 日
報 酬	月額 15,000 円 ※実績等に応じて、報酬が加算される場合があります。
選出方法	候補者選考委員会で選考し、農業委員会が委嘱します。
届出様式	様式第 1 号（推薦届 個人用） 様式第 2 号（推薦届 団体用） 様式第 3 号（応募届）
そ の 他	次のいずれかに該当する方は、推進委員になることはできません。 ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者



農地利用最適化推進委員担当区域

区域名	担当地域
①西部	上四屋、北島、昭和町一丁目、昭和町二丁目、千石町、長慶寺、内免二丁目、内免三丁目、内免四丁目、内免五丁目、長江、西町、波岡、羽広、羽広一丁目、羽広二丁目、早川、本郷一丁目、本郷二丁目、瑞穂町、宮田町、美幸町一丁目、美幸町二丁目、横田、横田本町、横田町二丁目、四屋
②国吉	五十辺、岩坪、江道、上八ヶ新、国吉、境、佐加野、佐加野東、笹八口、島崎、頭川、高辻、手洗野、月野谷、答野島、答野出、広川新、細池、八口、四日市
③小勢	今市、小竹、上開発、駒方、三ヶ、本保
④立野	上渡、笹川、下開発、高田島、宝来町、立野、立野美鳥町一丁目、立野美鳥町二丁目、立野美鳥町三丁目、千鳥丘町、東石堤、平成町
⑤石堤	麻生谷、石堤、柴野、西広谷、勝木原、山川
⑥東五位	荒屋敷、池田、内島、柴野内島、大源寺、中保、蜂ヶ島、樋詰、福田六家、六家
⑦佐野	永楽町、鐘紡町、北蔵新、木津、佐野、下島町、十二町島、西藤平蔵
⑧二塚	上黒田、上伏間江、下黒田、下伏間江、西広上、林新、東藤平蔵、二塚
⑨東部	赤祖父、明園町、泉町、駅南三丁目、駅南四丁目、大野、上関、上関町、神田新町、神主町、京田、高陵町、清水町一丁目、下関、城東一丁目、城東二丁目、新寺町、関、関大町、関本町、関町、寺町、中川一丁目、中川上町、中川栄町、中川園町、中川本町、博労本町、蓮美町、東上関、東中川町、古定塚、芳野
⑩野村	井口本江、石瀬、三女子、出来田、問屋町、野村、深沢、蓮花寺
⑪福田	荒見崎、石塚、上北島、蔵野町、辻、和田
⑫北部	あわら町、江尻白山町、大坪町二丁目、大坪町三丁目、大坪町四丁目、開発本町、木町、熊野町、五福町、宝町、広小路、向野本町、向野町、向野町三丁目、向野町四丁目、向野町五丁目、向野町六丁目、向野町七丁目
⑬二上	下八ヶ、守護町一丁目、守護町二丁目、城光寺、八ヶ、二上、二上新、二上町
⑭守山	五十里、須田、百橋、西海老坂、東海老坂、守山
⑮能町	江尻、荻布、荻布新町、志貴野しらとり台、角、角三島、富岡町、能町、能町駅南、能町東、能町南一丁目、能町南二丁目、能町南三丁目、吉久一丁目、吉久二丁目、吉久三丁目、米島、鷺北新
⑯太田	太田、西田、渋谷
⑰牧野	金屋、上牧野、下牧野、中曾根、姫野、放生津
⑱伏木	伏木一宮、伏木一宮一丁目、伏木一宮二丁目、伏木国分、伏木国分一丁目、伏木国分二丁目、伏木古府、伏木古府一丁目、伏木古府二丁目、伏木古府三丁目、伏木古府元町、伏木東一宮、伏木本町、伏木矢田、伏木矢田上町、伏木矢田新町

区域名	担当地域
⑭中田	上麻生、下麻生、下麻生伸町、中田
⑮般若野	今泉、今泉新、小泉新、山下、島新、下山田、瀧、滝新、常国、東保、東保新、若杉
⑯戸出	戸出、戸出伊勢領、戸出市野瀬、戸出狼、戸出中之宮、戸出古戸出、戸出町一丁目、戸出町二丁目、戸出町三丁目、戸出町四丁目、戸出町五丁目
⑰是戸	戸出岡御所、戸出光明寺、戸出竹、戸出竹北、戸出延島、戸出放寺、戸出放寺新、戸出行兼、戸出六十歩
⑱醍醐	醍醐
⑲北般若	戸出大清水、戸出春日、戸出石代、戸出徳市、戸出西部金屋、戸出吉住、戸出吉住新
⑳福岡	福岡町大野、福岡町下蓑、福岡町下蓑新、福岡町福岡、福岡町福岡新
㉑山王	福岡町一步二歩、福岡町江尻、福岡町上蓑、福岡町小伊勢領、福岡町下老子、福岡町西川原島、福岡町蓑島、福岡町矢部
㉒大滝	福岡町荒屋敷、福岡町大滝、福岡町開群、福岡町木舟、福岡町本領
㉓西五位	福岡町上田新、福岡町上野、福岡町上向田、福岡町加茂、福岡町下向田、福岡町竹山新、福岡町土屋、福岡町鳥倉、福岡町西、福岡町馬場、福岡町三日市
㉔五位山	福岡町五位、福岡町小野、福岡町西明寺、福岡町沢川、福岡町栃丘
㉕赤丸	福岡町赤丸、福岡町花尾、福岡町舞谷

